

(様式)

## パブリックコメント実施結果報告書

令和4年2月15日

担当課	住まいまちづくり課
担当者	係長 小谷良和
連絡先	0857-26-7391

### パブリックコメントのテーマ：鳥取県福祉のまちづくり条例の見直し案

#### 1 手段別意見応募件数（意見件数を記入し、応募者数は（ ）書きをしてください。）

郵便	ファックス	電子申請	電子メール	県民参画協働課・ 総合事務所等 (意見募集箱)	電子 アンケー ト	説明 会等	その他	計
2 (2)	14 (2)	3 (2)	0	0	76 (76)	0	0	95 (82)

#### 2 応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部反映を含む)	9	<ul style="list-style-type: none"><li>エレベーターの床は、弱視者が容易に床とわかるように、濃淡のない暗色としないこと。また、エレベーターに手すりを取り付けること。</li><li>ICT（情報通信技術）を活用したまちづくりの推進では、公衆トイレやコンビニの位置をタブレットで検索し、ナビで誘導できるようにして、併せて多言語化にも対応するようにした方がよい。</li></ul>
既に盛り込み済み	4	<ul style="list-style-type: none"><li>視覚障がい者が全て全盲者ではなく、弱視者が多いことを知っていただく機会にもなることから、「弱視者に配慮する整備基準の追加」することを高く評価する。</li><li>エレベーターの停止、ドアの開閉、上下階への移動では、音声で知らせるべきである。</li><li>市町村による福祉のまちづくり推進に向けた協議会の設置とあります。より住民に近いのが市町村です。市町村に協議会が設置されることを望みます。</li></ul>
今後の検討課題	54	<ul style="list-style-type: none"><li>弱視者が増えているので、少なくともトイレまでは点字ブロックや音声誘導を整備していただきたい。</li><li>国土交通省では性の多様性について配慮が必要としている。公共施設や教育施設等において、トイレや更衣室において、困難を抱える方もいるので、こうした配慮について本条例で促すべきではないか。</li><li>2階までのエレベーターであれば車いす利用者や視覚障がい者が使いやすいように2箇所のドアで通り抜けタイプとしてはと思う。</li></ul>
その他上記に分類 できないもの	28	<ul style="list-style-type: none"><li>「多機能トイレ」「多目的トイレ」等という表現を使用することがあるが、国土交通省では誰でも利用できると思われるような名称を避けるようにしており、真に必要な人が利用できるような名称にするべきではないか。</li><li>公衆トイレの洋式化を進めること。</li></ul>
計	95	

#### 3 公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネットでの公表（担当課による）	報道機関への提供	県議会への報告	広報紙等への掲載	関係団体等への報告	その他
○		○			